

預かり保育について

- 1号認定を受けて幼稚園、認定こども園を利用する子どもで施設における教育時間を超えて、預かり保育を利用する場合の利用料が無償化されます。

(ただし、事前に保育を必要とする認定を受けていただくことが必要です。)

・上限額：日額450円、月額1.13万円

(参考例)保護者が実際に支払った預かり保育の利用料(B)と上限額(C)を比較して、低い方の額が無償化の対象となります。

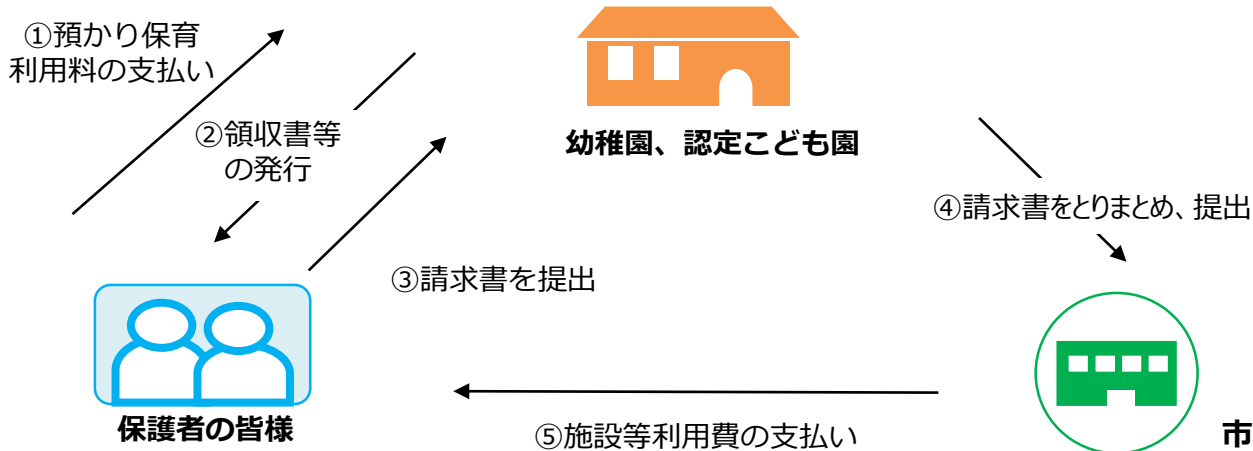
■預かり保育の利用料が1日500円、1ヶ月利用日数が20日の場合

利用日数 (A)	利用料 (B)	上限額(C) 450円×利用日数	無償化対象(D) BとCのうち低い額	実質負担額 (E)
20日	10000円	9000円	9000円	1000円

※満3歳児クラスの子どもについての預かり保育の利用料は、無償化されません。3歳児クラスになったら、無償化の対象となります。

※ただし、住民税非課税世帯の満3歳児クラスの子どもについては、預かり保育の利用料が無償化されます。

【償還払いについて】



- 請求書に領収書を添付して、提出してください。
※請求書の様式は、後日、施設を通じて配布します。
- 請求は、3か月ごととなり、支払いは支払い月にまとめて行います。(年4回)
※通帳には「シセツウリヨウヒ」で印字されます。

対象月	請求	支払い
4～6月	7月上旬	7月下旬
7～9月	10月上旬	10月下旬
10～12月	1月上旬	1月下旬
1～3月	4月上旬	4月下旬

問い合わせ先: 佐世保市保育幼稚園課 TEL: 0956-24-1111 (内線: 5422)

くわしくは、佐世保市のホームページをご覧ください。

佐世保市 無償化

検索

